

～航空局からのお知らせ～

★～飛行計画の通報について（注意喚起）～

飛行計画は、飛行中に遭難した場合、捜索・救助の手がかりとなる重要な情報です。この場を借りて、改めて飛行計画の通報の必要性・重要性についてお知らせいたします。

飛行計画は、航空法第97条により通報が義務づけられています。飛行計画は、安全で効率的な運航を行うための航空交通管制サービスに必要ですが、航空機の捜索救助活動にも利用されます。

国土交通省では、航空機が遭難した場合、海上保安庁、防衛省、警察庁、消防庁と連携し捜索救助活動を行います。その際、飛行計画に含まれる情報は、迅速な捜索救助活動を行うために大変貴重な情報源となります。例えば、捜索する範囲は、飛行計画の経路から決定します。そのほか移動開始時刻や所要時間は、航空法第98条に基づく到着の通知が行われなかった場合に捜索救助活動開始のタイミングを判断する材料となり、搭載燃料の情報から燃料が枯渇したと判断される場合は、緊急状態の段階を引き上げ、より本格的な捜索活動を行うこととなります。

このように皆様が通報する飛行計画は、航空機を運航する上での安全・安心を支える重要なものです。皆様におかれましては、安全第一を心がけて日々の運航を行っていただいていると思いますが、飛行計画を通報することの必要性・重要性について改めてご理解いただくため、この場を借りてお知らせすることとしました。

「飛行開始前の飛行計画の通報」を忘れないように今一度点検を行っていただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局交通管制部運用課（電話 03-5253-8111 内線 51327）までお問い合わせください。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 （内線 50135・50136）

小型機安全担当

～Twitter もやっています～

https://twitter.com/mlit_kogataki